

家畜伝染病対策に関する行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 27 年 11 月

総務省行政評価局

前 書 き

家畜の伝染性疾病は、ウイルス等によって家畜から家畜へ感染する疾病であり、このうち、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの特に感染力が強い疾病が発生し、まん延した場合、感染した家畜等の殺処分が必要となる。これにより、畜産物の安定供給が脅かされるとともに、地域社会・地域経済が深刻な打撃を受けるほか、我が国の畜産に対する国際的な信用も失うおそれがある。

例えば、平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫では、牛・豚約30万頭が殺処分され、これにより畜産業以外の産業も含め約2,350億円の経済被害が生じるなど、家畜の伝染性疾病としては、我が国で過去最大の被害がもたらされた。さらに、平成22年末から23年始めには、高病原性鳥インフルエンザが宮崎県、三重県等9県において発生し、鶏約183万羽が殺処分された。

このような状況を踏まえ、平成23年4月、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）が改正され、畜産農家に対し、新たに、①消毒設備の設置義務、②飼養衛生管理状況の報告義務、③患畜の埋却用地の確保など、防疫措置の強化が図られた。

その後、平成26年4月から27年1月にかけて、熊本県、宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県において高病原性鳥インフルエンザが断続的に発生し、合わせて鶏約46万羽余りが殺処分され、また、我が国の近隣諸国においても、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が継続して発生しており、国際的な人や物の往来に伴い、これらの疾病の国内侵入の危険性が高まっている。

こうしたことから、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が国内に侵入し、感染が拡大する可能性が常にあるとの前提に立ち、家畜の所有者、国、都道府県、市町村、関係団体等が緊密に連携し、実効性のある家畜防疫体制を構築していくことが必要である。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、家畜の伝染性疾病の発生予防対策及びまん延防止対策の推進を図る観点から、家畜伝染病対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視の結果	2
1 家畜伝染病対策の概要等	2
(1) 家畜の伝染性疾病	2
(2) 主な家畜伝染病等の発生状況	2
(3) 家畜伝染病対策の概要	3
(4) 本調査の対象	4
2 発生予防対策	18
(1) 実効性のある水際対策の実施	18
(2) 実効性のある監視の実施等	23
(3) 定期報告義務の履行の確保	40
(4) 立入検査・指導の充実	65
(5) 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の推進	162
3 まん延防止対策	177
(1) 都道府県防疫マニュアルの迅速な改定	177
(2) 実効性のある動員計画の策定	195
(3) 埋却地の十分な確保等	205

図表等目次

1 家畜伝染病対策の概要等

表 1-(1)-① 家畜伝染病等の区分	5
表 1-(1)-② 主な家畜伝染病等	5
表 1-(2)-① 国内における近年の家畜伝染病等の発生状況	6
表 1-(2)-② 国外における近年の家畜伝染病の発生状況	7
表 1-(3)-イ-① 家畜伝染病対策の概要	16
表 1-(3)-イ-② 家畜伝染病予防法の改正の概要	17

2 発生予防対策

(1) 実効性のある水際対策の実施

表 2-(1)-① 家畜伝染病予防法における水際対策に関する規定（抜粋）	20
表 2-(1)-② 「空港及び海港における水際検疫の強化（入国者への質問等）について」（平成 23 年 9 月 9 日付け 23 消安第 3164 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の入国者に対する質問に関する内容（抜粋）	20
表 2-(1)-③ 質問票記載内容（抜粋）	21
表 2-(1)-④ 主要空港等 8 港における質問の実施状況（平成 25 年度）	22

(2) 実効性のある監視の実施等

表 2-(2)-ア-① 防疫指針（鳥インフルエンザ）における発生予察のための監視に関する内容（抜粋）	25
表 2-(2)-ア-② 渡り鳥の飛来時期を勘案せずに強化モニタリングを実施しているとみられる例	28
表 2-(2)-ア-③ モニタリング対象農場を無作為に抽出していない場合の選定方法	32
表 2-(2)-ア-④ モニタリング対象農場を無作為に抽出しておらず、特定の農場に集中している例	32
表 2-(2)-ア-⑤ 強化モニタリングを無作為に抽出している場合の工夫例	33
表 2-(2)-ア-⑥ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知）における強化モニタリングの実施に関する内容（抜粋）	33
表 2-(2)-イ-① 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成 26 年 9 月環境省自然環境局）（抜粋）	36
表 2-(2)-イ-② 低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された例	37
表 2-(2)-イ-③ 採取地点及び採取時期の見直しが適切に行われないうまま、継続して調査が実施された結果、糞便採取調査の実績が全くない又は低調となっている例	37

(3) 定期報告義務の履行の確保

表 2-(3)-① 飼養衛生管理基準に関する規定（抜粋）	44
表 2-(3)-② 定期報告に関する規定等の内容（抜粋）	52
表 2-(3)-③ 定期報告が行われていない農場がみられた 9 道府県（11 家畜保健衛生所）の状況	58
表 2-(3)-④ 「口蹄疫対策検証委員会報告書」（平成 22 年 11 月 24 日口蹄疫対策検証委員会）における発生農場の防疫に対する意識及び県による農場情報の把握に関する指摘内容（抜粋）	62
表 2-(3)-⑤ 調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における定期報告の添付書類の負担を軽減する取組の状況	63
表 2-(3)-⑥ 「申請負担軽減対策」（平成 9 年 2 月 10 日閣議決定）（抜粋）	64

(4) 立入検査・指導の充実

表 2-(4)-ア-①	立入検査に関する規定等の内容（抜粋）	70
表 2-(4)-ア-②	防疫対策強化通知における立入検査の内容	71
表 2-(4)-ア-③	調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における家畜防疫員一人当たり の農場数・飼養頭数及び立入検査の実施状況	80
表 2-(4)-ア-④	平成 26 年 4 月に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された熊本県の 鶏農場に対する農林水産省による疫学調査の概要及び同県における指導の 状況	84
表 2-(4)-ア-⑤	飼養衛生管理基準の項目と定期報告の内容の比較	85
表 2-(4)-ア-⑥	非常勤職員等や自衛防疫団体を活用し、農場における飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認・指導が行われている例	88
表 2-(4)-ア-⑦	家畜の所有者から農場への立入りを拒否されたことなどにより、立入検査 を実施していない例	89
表 2-(4)-ア-⑧	「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化に ついて」（平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全 局長通知）における立入検査に応じない場合の対応に関する内容（抜粋）	90
表 2-(4)-イ-①	家畜伝染病予防法に基づく指導及び助言並びに勧告及び命令に関する規定 等の内容（抜粋）	96
表 2-(4)-イ-②-i	飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されて いない状況（牛農場）	100
表 2-(4)-イ-②-ii	飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されて いない状況（豚農場）	101
表 2-(4)-イ-②-iii	飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されて いない状況（鶏農場）	102
表 2-(4)-イ-③-i	複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目 （牛農場）	103
表 2-(4)-イ-③-ii	複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目 （豚農場）	104
表 2-(4)-イ-③-iii	複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目 （鶏農場）	105
表 2-(4)-イ-④	家畜伝染病予防法第 8 条の 2 に基づく消毒設備の設置等に関する 規定（抜粋）	106
表 2-(4)-イ-⑤	飼養衛生管理基準が遵守されていないにもかかわらず、改善が図られない ことに関する調査対象道府県（家畜保健衛生所）の主な意見の概要	107
表 2-(4)-イ-⑥	調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における行政手続法の 定めるところによる行政指導及び家畜伝染病予防法の規定による 指導・助言の状況	108
表 2-(4)-イ-⑦	飼養衛生管理基準が遵守されていない家畜の所有者に対し、家畜伝染病 予防法に基づき、指導事項の改善を厳格に求めることに関する調査対象道 府県（家畜保健衛生所）の主な意見の概要	111
表 2-(4)-イ-⑧	愛知県及び鳥取県が作成した飼養衛生管理基準の判断基準の主な内容	112
表 2-(4)-イ-⑨	飼養衛生管理基準の判断基準を作成することに関する 調査対象道府県（家畜保健衛生所）の主な意見の概要	113
表 2-(4)-イ-⑩	家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が 異なっている例	113
表 2-(4)-ウ-①-i	都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認結果（畜種別）	119
表 2-(4)-ウ-①-ii	都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認結果（都道府県別）	120

表 2-(4)-ウ-①-iii 都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果（項目別）	122
表 2-(4)-ウ-② 報告要領の不備により、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていないもの	124
表 2-(4)-ウ-③ 報告対象等に対する道府県の誤解などにより、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていない例	137
表 2-(4)-エ-① 口蹄疫に関する防疫対策強化通知における外国人労働者等に関する内容	148
表 2-(4)-エ-② 外国人労働者等の受入農場を把握し、当該受入農場に対し重点的に指導が行われている例	149
表 2-(4)-エ-③ 農場における外国人労働者等の受入状況の把握や当該受入農場に対し重点的に指導を行うことに関する調査対象道府県の主な意見の概要	150
表 2-(4)-エ-④ と畜検査及び食鳥検査に関する規定等の内容（抜粋）	151
表 2-(4)-エ-⑤ 家畜衛生部局において、公衆衛生部局から入手したと畜検査等の結果に関する情報が農場に対する指導に活用されている例	154
表 2-(4)-エ-⑥ と畜検査等の結果に関する情報を農場に対する指導に活用することに関する調査対象道府県の主な意見の概要	156
表 2-(4)-オ-① 家畜防疫員に関する規定等の内容	158
表 2-(4)-オ-② 調査対象 17 道府県の都道府県計画における公務員獣医師の確保目標の設定等の状況	160

(5) 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の推進

表 2-(5)-① 畜産関連施設を介し家畜伝染病等のウイルスが伝播した可能性が指摘された疫学調査の結果	166
表 2-(5)-② 家畜防疫員による畜産関連施設に対する立入検査及び畜産関連施設における豚流行性下痢の感染拡大防止対策の実施に関する規定等の内容（抜粋）	168
表 2-(5)-③ 調査した 39 豚関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の実施状況	172
表 2-(5)-④ 調査対象 17 道府県が平成 27 年 1 月 14 日から 2 月 13 日までの間に実施した 135 豚関連施設に対する立入検査の結果	173
表 2-(5)-⑤ 調査した 42 牛鶏関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の実施状況	174
表 2-(5)-⑥ 畜産関連施設において家畜伝染病等の感染拡大防止対策を実施することに関する調査対象道府県及び牛鶏関連施設の管理者の主な意見の概要	175
表 2-(5)-⑦ 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染リスク及び感染拡大防止対策に関する有識者の意見	176

3 まん延防止対策

(1) 都道府県防疫マニュアルの迅速な改定

表 3-(1)-① 防疫指針に関する規定等の内容	181
表 3-(1)-② 防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）の概要	182
表 3-(1)-③ 平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）の主な変更の内容	186
表 3-(1)-④ 調査対象 17 道府県における県防疫マニュアルの策定状況	188
表 3-(1)-⑤ 平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）の主な変更点と調査対象 17 道府県の県防疫マニュアルへの反映状況	190
表 3-(1)-⑥ 北海道の口蹄疫に関する県防疫マニュアルに、平成 16 年 12 月及び 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）の内容が反映されていない状況	191
表 3-(1)-⑦ 平成 23 年 10 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）の主な変更点と調査対象 17 道府県の県防疫マニュアルへの反映状況	192

表 3-(1)-⑧ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知）における県防疫マニュアルの改定等に関する内容（抜粋）	193
表 3-(1)-⑨ 熊本県以外の調査対象 16 道府県における現場責任者の業務を補佐する者等の設置に関する県防疫マニュアルへの記載状況	193
表 3-(1)-⑩ 「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」（平成 23 年 12 月農林水産省消費・安全局動物衛生課）の概要	193

(2) 実効性のある動員計画の策定

表 3-(2)-① 家畜伝染病予防法に基づくと殺、死体の焼却等に関する規定（抜粋）	198
表 3-(2)-② 防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）における初動防疫に関する規定等の内容（抜粋）	199
表 3-(2)-③ 調査対象 17 道府県の動員計画における被害想定の設定状況（口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ）	201
表 3-(2)-④ 県の想定を超えた規模で発生した高病原性鳥インフルエンザにおける動員数（例）	203
表 3-(2)-⑤ 調査対象 17 道府県の動員計画における人員の確保状況	204
表 3-(2)-⑥ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知）における動員計画の作成等に関する内容（抜粋）	204

(3) 埋却地の十分な確保等

表 3-(3)-① 「口蹄疫対策検証委員会報告書」（平成 22 年 11 月 24 日口蹄疫対策検証委員会）における埋却地の確保に関する指摘内容（抜粋）	211
表 3-(3)-② 「飼養衛生管理基準の改正に関する Q & A」（農林水産省作成）（抜粋）	211
表 3-(3)-③ 「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル～口蹄疫の感染拡大を防ぐために～」（平成 23 年 10 月農林水産省消費・安全局動物衛生課）における埋却地の選定に関する内容（抜粋）	212
表 3-(3)-④ 「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」（平成 23 年 12 月農林水産省消費・安全局動物衛生課）における埋却地の選定に関する内容（抜粋）	213
表 3-(3)-⑤-i 調査対象 17 道府県における埋却地、焼却又は化製措置の確保状況及び近隣住民等の承諾状況（平成 26 年 2 月時点）（畜種別）	214
表 3-(3)-⑤-ii 調査対象 17 道府県における埋却地、焼却又は化製措置の確保状況及び近隣住民等の承諾状況（平成 26 年 2 月時点）（道府県別畜種別）	214
表 3-(3)-⑥ 埋却地等の確保が低調となっている府県の主な理由等	217
表 3-(3)-⑦ 近隣住民等からの承諾取得が低調な府県における承諾が得られない主な理由等	218
表 3-(3)-⑧ 調査対象道府県又は家畜保健衛生所における埋却地の適地性の確認状況	219
表 3-(3)-⑨ 県が適地性を確認し、「面積は十分で埋却にも問題なし」と評価した土地の適地性に疑問がある例	221